

新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応について（一部変更）

甲斐市教育委員会では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、この度、児童生徒の出席停止の取り扱いについて一部変更を行いましたのでお知らせいたします。保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 出席停止についての基本的な考え方・・・児童生徒の安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とします。

2 出席停止の具体的な取扱い

※表中の「接触者」=児童生徒が幅広くPCR検査を受けられるよう保健所が特定するもの

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)①	(5)②	(5)③
感染の状況	児童生徒本人が		児童生徒の同居家族が		児童生徒本人が			
	感染（陽性）した	濃厚接触者 または接触者と 認定された	濃厚接触者 または接触者と 認定された	濃厚接触者や接触者ではないが、 かぜの症状等で PCR検査を受けた	かぜの症状等がある	かぜの症状等があり、 医療機関を受診した	かぜの症状等があり、 医療機関を受診し、 PCR検査を受けた	
扱い		出席停止						
出席停止期間	開始日	感染の判明した日	濃厚接触者または接触者と認定された日 または認定される可能性が生じた日 (同居家族の感染判明日)	同居家族が濃厚接触者または接触者と認定された日	家族がPCR検査を受けることになった日	症状の出た日	症状の出た日	症状の出た日
	終了日	保健所や専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき	PCR検査で陰性とされれば、保健所に指示された期間 (通常2週間自宅待機) ※陽性なら(1)へ	その家族がPCR検査で陰性とされれば、本人が保健所または受診医療機関に指示された期間 ※その家族が陽性なら(2)へ	その家族がPCR検査で陰性とされれば、本人が保健所または受診医療機関に指示された期間 ※その家族が陽性なら(2)へ	3日以内に快癒すれば、原則、快癒した日の翌々日まで ※比較的軽いかぜの症状でも4日以上続いたら必ず医療機関を受診してください。 ※息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがあれば、すぐに医療機関を受診してください。 ※受診したら(5)②へ	PCR検査を受けず自宅観察となった場合、原則、快癒した日の翌々日 ※ただし医療機関の見解も考慮します。 ※PCR検査を受けたら(5)③へ	陰性となった場合、受診医療機関等の指示する期間 ※陽性なら(1)へ

- 上記(1)から(4)と(5)③のように、**本人や家族がPCR検査を受けることになったら、すぐに学校へ連絡を!**
- 休日夜間等、学校に連絡がつかないときは、甲斐市役所 055-276-2111（甲斐市教育委員会：055-278-1696）へ。学校に伝達し、学校から折り返し連絡します。（市役所日直につながった場合は、詳細を話す必要はなく「学校に緊急の連絡をとりたい」とし「学校名、学年、児童生徒名、電話番号」のみお伝えください）